

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年3月20日
【会社名】	株式会社ジャックス
【英訳名】	JACCS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 山崎 徹
【本店の所在の場所】	北海道函館市若松町2番5号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)
【電話番号】	03-5448-1311(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 菅野 峰一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
【電話番号】	03-5448-1311(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 菅野 峰一
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2018年3月16日
【発行登録書の効力発生日】	2018年3月26日
【発行登録書の有効期限】	2020年3月25日
【発行登録番号】	30 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 150,000百万円
【発行可能額】	100,000百万円 (100,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づいて算出している。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2019年3月20日(提出日)である。
【提出理由】	2018年10月5日付で提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するために、本訂正発行登録書を提出します。

【縦覧に供する場所】

株式会社ジャックス 本部
（東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号）
株式会社ジャックス 札幌支店
（北海道札幌市中央区北一条西六丁目1番地2）
株式会社ジャックス 仙台支店
（宮城県仙台市青葉区一番町三丁目1番1号）
株式会社ジャックス 神戸支店
（兵庫県神戸市中央区雲井通四丁目2番2号）
株式会社ジャックス 大宮支店
（埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16）
株式会社ジャックス 東京支店
（東京都品川区上大崎二丁目25番2号）
株式会社ジャックス 千葉支店
（千葉県千葉市中央区新田町1番1号）
株式会社ジャックス 横浜支店
（神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号）
株式会社ジャックス 名古屋支店
（愛知県名古屋市中区栄二丁目3番1号）
株式会社ジャックス 大阪支店
（大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
（注） 印は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を
考慮して縦覧に供する場所としております。

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

<株式会社ジャックス第24回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）に関する情報>

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債】

（訂正前）
未定

（訂正後）

本発行登録の発行予定額のうち、金10,000百万円を社債総額とする株式会社ジャックス第24回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）（以下「本社債」という。）を、下記の概要にて募集する予定です。

各社債の金額 : 1億円
発行価格 : 各社債の金額100円につき金100円

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

（訂正前）
未定

（訂正後）

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。

社債の引受け

引受人の氏名又は名称	住所
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号

（注）1. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社以外の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定です。

2. 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号ニに掲げる社債券に該当し、当社は金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の親法人等に該当します。当社は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの持分法適用会社であり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの連結子会社です。本社債の発行価格及び利率（以下「発行価格等」という。）の決定を公正かつ適切に行うため、みずほ証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社（以下「独立引受幹事」という。）とし、独立引受幹事が主幹会社として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、かつ本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じる予定であります。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定する予定であります。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本社債の払込金額の総額10,000百万円(発行諸費用の概算額は未定)

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

信用購入あっせん実行資金、借入金返済資金、短期社債償還資金及び社債償還資金に充当する予定であり
ます。

(訂正後)

信用購入あっせん実行資金、借入金返済資金、短期社債償還資金及び社債償還資金に充当する予定であり
ます。

本社債による手取金は、全額を太陽光発電設備の設置等向けの割賦債権の立替払い資金とするために発行した
短期社債の償還資金に充当する予定であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

グリーンボンドとしての適格性について

本社債についてグリーンボンドの発行のために「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」（注1）及び「グリーンボンドガイドライン2017年版」（注2）に則したグリーンボンドフレームワークを策定しました。

グリーンボンドに対する第三者評価として、株式会社日本格付研究所（JCR）より「JCRグリーンボンド評価」（注3）の最上位評価である「Green 1」の予備評価を取得しております。

また、当社は本社債に関し、環境省の平成30年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業（注4）の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるJCRは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しております。

- （注）1．「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。
- 2．「グリーンボンドガイドライン2017年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表したガイドラインです。
- 3．「JCRグリーンボンド評価」とは、ICMAが作成したグリーンボンド原則及び環境省が策定したグリーンボンドガイドライン2017年版を受けたグリーンボンドに対するJCRによる第三者評価です。当該評価においてはグリーンボンドの調達資金の用途がグリーンプロジェクトに該当するかの評価である「グリーン性評価」及び発行体の管理・運営体制及び透明性について評価する「管理・運営・透明性評価」を行い、これら評価の総合評価として「JCRグリーンボンド評価」が決定されます。
- 4．グリーンボンドを発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業。対象となるグリーンボンドの要件は、調達した資金の全てがグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすものです。
- (1) グリーンボンドの発行時点で以下のいずれかに該当すること
主に国内の低炭素化に資する事業（再エネ、省エネ等）
 - ・調達資金額の半分以上又は事業件数の半分以上が国内の低炭素化事業であるもの
 - 低炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業
 - ・低炭素化効果 国内のCO₂削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの
 - ・地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等
 - (2) グリーンボンドフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること
 - (3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと